

第 3 2 号議案

足立区立公園条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立公園条例の一部を改正する条例

足立区立公園条例（昭和 3 3 年足立区条例第 2 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 4 条の 1 0 の見出し中「設置又は管理の休止又は廃止」を「設置の
廃止又は管理の休止若しくは中止」に改め、同条中「設置又は管理を休
止又は廃止」を「設置の廃止又は管理の休止若しくは中止を」に、「休
止又は廃止しようとする日」を「廃止、休止又は中止しようとする日」
に改める。

第 9 条第 1 号及び第 2 号中「使用」を「占用」に改める。

第 1 1 条中「受けた者は」を「受けようとする者からは」に、「前納
しなければならない」を「徴収する」に改める。

第 1 8 条の見出し中「開園」を「使用」に改め、同条中「開園時間及
び」を削る。

第 2 2 条第 1 項中「公園よりの」を「公園からの」に改める。

別表第 1 種別の項中「金額」を「占用料」に改め、同表電柱の項中「1,
1 8 5 円」を「1, 4 2 2 円」に改め、同表標識等の項中「7 0 2 円」
を「8 4 2 円」に改め、同表水道管下水道管ガス管の項中「1 1 7 円」
を「1 4 0 円」に、「2 9 2 円」を「3 5 0 円」に、「5 8 5 円」を「7

0 2 円」に改め、同表電線の項中

1 1 7 円
1 1 7 円

を

1 2 1 円
1 4 0 円

に改

292円	350円
585円	702円

め、同表鉄塔の項中「878円」を「1,053円」に改め、同表変圧塔、マンホールの類の項中「878円」を「1,053円」に改め、同表郵便差出箱又は信書便差出箱の項中「351円」を「421円」に改め、同表公衆電話所の項中「878円」を「1,053円」に改め、同表地下の占用物件の項中「418円」を「501円」に、「292円」を「350円」に改め、同表高架の占用物件の項中「321円」を「385円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「6,960円」を「8,352円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「1,232円」を「1,478円」に改め、同表映画、テレビ及びビデオ撮影のための臨時的な占用の項中「1万875円」を「1万3,050円」に改め、同表天体、気象又は土地の観測施設の項中「477円」を「572円」に改め、同表その他の占用の項中「26円」を「31円」に、「29円」を「34円」に改める。

別表第2種別の項中「種別」を「有料施設」に、「金額」を「使用料」に改め、同表水泳場の項を削り、同表運動場の項を次のように改める。

運動場	千住ス	午前（午前9時～午後1時）	2,700円
	ポーツ	午後（午後1時～午後5時）	2,700円
		全日（午前9時～午後5時）	5,400円
	公園	2時間以内	1,400円
		その他	2時間以内

別表第2備考2中「他の目的に」を「ホールとして」に改める。

別表第3中

「

種別	施設名	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時～午後 零時 30 分	午後 1 時～午後 5 時	午後 5 時 30 分～午後 9 時 30 分	午前 9 時～午後 9 時 30 分

」

を

「

有料施設	使用料			
	午前 (午前 9 時～午後 零時 30 分)	午後 (午後 1 時～午後 5 時)	夜間 (午後 5 時 30 分～午後 9 時 30 分)	全日 (午前 9 時～午後 9 時 30 分)

」

に、

「

〃 (関山)	2,500円	2,900円	3,500円	8,200円
--------	--------	--------	--------	--------

」

を

「

〃 (関山)	2,500円	2,900円	3,500円	8,200円
〃 (白妙)	1,200円	1,400円	1,600円	3,700円

」

に、

「

江北公園	会議室	5,30	6,00	6,80	1万6,
------	-----	------	------	------	------

」

		0円	0円	0円	300円
--	--	----	----	----	------

を

会議室	江北公園	洋室	5,300円	6,000円	6,800円	1万6,300円
-----	------	----	--------	--------	--------	----------

に改める。

別表第4名称の項中「名称」を「有料施設」に、「種別」を「対象」に、「入園料金」を「使用料（入園料）」に改める。

別表第5名称の項中「名称」を「有料施設」に、「金額」を「使用料」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 駐車場を利用する自動車の台数を制限することができる。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第15条関係）

有料施設	対象	単位	使用料
ミニ列車	小学生未満	1人1回	無料
	小学生	1人1回	30円
	中学生以上	1人1回	70円

備考 小学生未満の者の乗車は、中学生以上の者が同乗し、運行中の安全を確保することを条件とする。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第15条関係）

有料施設	対象	単位	使用料
バッテリーカー	小学生未満	1人1回	無料
	小学生	1人1回	20円
	中学生以上	1人1回	20円

	(小学生未 満の者が乗 車する場合 に同乗する 者に限る。)	
--	--	--

備考 小学生未満の者の乗車は、中学生以上の者が同乗又は同行し、
運行中の安全を確保することを条件とする。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(提案理由)

固定資産税の評価替に伴い公園占用料を改定し、鹿浜校趾公園水泳場
を廃止し、及び花畑公園桜花亭に洋室を設置するとともに、規定を整備
する必要があるので、この条例案を提出いたします。